

令和7年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長・変更）

要望元：経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課

：内閣府政策統括官（沖縄政策担当）産業振興担当参事官室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例措置の延長等								
改正要望の内容		・ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について、措置内容を以下のとおり変更の上、適用期限（令和7年3月31日）を2年間延長し、令和9年3月31日までとする。 ・ 保税蔵置場等の許可手数料の軽減（税関関係手数料令第13条の5、沖縄振興特別措置法第46条）及び関税の課税物件の確定に関する特例（関税暫定措置法第13条、沖縄振興特別措置法第47条）の延長。 ・ 課税の特例の対象となる国際物流拠点産業集積地域の範囲を、産業集積が見込まれる地区に見直ししたうえで、南風原・八重瀬地区（南風原町・八重瀬町の一部）を追加する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
		—								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和7年4月1日から令和9年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 国際物流拠点産業集積地域については、那覇空港や那覇港の物流機能向上及び国際貨物便の充実に加え、国際物流拠点産業集積地域制度が後押しをすることで、半導体関連や医療機器関連等の高付加価値の製造業、精密機械等のパーツセンターなどアジア市場を視野に入れた企業の進出が着実に進み、雇用も増加している。 また、国際物流拠点産業集積地域における各種施策を企業誘致の優位性として、航空機整備施設や那覇港総合物流センターなど企業集積に資する施設が整備されるとともに、令和2年3月から那覇空港第2滑走路の供用が開始されたことで、アジア市場への近接性が高まることから、今後、更なる国際物流拠点産業の集積が期待できる。 ② 問題点 国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要となることや島しょ性に起因する割高な物流コスト等の地理的不利性があること、関連産業の集積が少ないことなどの課題もあり、国際								

	物流拠点産業の集積は未だ十分ではない。 アジアの経済成長に伴い沖縄の地理的優位性や投資環境が注目される中、我が国とアジアを結ぶ交流・連携の拠点として国際物流拠点産業の集積を図るためには、引き続き積極的な施策を展開していくことが求められる。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の方向性 沖縄における民間主導の自立型経済の構築に向けては、沖縄の国際物流ハブ機能等を活用し、海外から輸入した原材料をもとに高付加価値製品を製造する加工交易型産業が依然として高いポテンシャルを有している。 加工交易型産業において、保税地域の許可取得は、リードタイムや物流関連経費の削減、作業工程の効率化等に資するものであるが、加えて、本特例措置により、許可手数料の軽減や低い関税率を選択できることで、より低コストで製品を製造することが可能になるため、市場競争力が強化されるという点で、企業立地のインセンティブ効果がより高まるものであり、国際物流拠点産業の集積促進に資するものである。 また、本特例措置は国際物流拠点産業の中でも特に重要である、貿易能力を持つ企業のピンポイントでの集積に資するため、効率的である。 本特例措置が延長できない場合、保税地域及び本特例措置の活用を見込んで立地した企業における事業活動に影響がでることが予想される。また、企業立地のインセンティブ効果や国際物流拠点産業集積地域のPR効果が失われることで、国際物流拠点産業の集積や域内の関連産業の成長が遅れ、新たなリーディング産業の確立による沖縄における民間主導の自立型経済の構築に支障がでることが懸念される。 ② 改正目的達成予定時期 国際物流拠点産業の集積は着実に進んでいるものの、沖縄への立地には多額の初期投資が必要であるほか、割高な物流コストなど島しょ性に起因する不利性がある。国際物流拠点産業の集積は未だ途上にあるため、沖縄振興特別措置法の規定に基づく国際物流拠点産業集積地域における課税の特例について法的措置が講じられており、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するための本特例措置による施策を継続して行う必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正によって期待される効果 アジアに近い地理的優位性や他に類を見ない高率な税制措置等、沖縄のビジネス環境は国内外の企業から大きな注目を集めている。これらによって、近年では半導体関連や医療機器関連等付加価値の高い製品を開発する製造業等の立地が進み、国際物流拠点産業集積地域における新規企業数・雇用者数は増加しているところである。本制度が継続されることにより、さらなる新規立地企業数の増加及びそれに伴う新規雇用者数の増加が期待される。 ② 改正によって生じうる影響 本特例措置は、低い関税率を選択できることにより企業立地のインセンティブ効果がより高まるものであり、高付加価値型製品を製造する加工交易型産業

	の集積を図り、沖縄における産業及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済を構築するために今後も必要である。一方で、原料に対し設定された関税率より低い関税率を選択することは、関税の国内産業保護の機能を弱める面を有することが懸念される。 ③ 改正の妥当性 本特例措置を含む国際物流拠点産業集積地域における各種施策により、国際物流拠点産業の企業集積や雇用者の増による生産拡大が図られることで、沖縄の産業振興に寄与するとともに、我が国とアジア地域等を結ぶ国際物流拠点としての役割が強化され、ひいては我が国の貿易振興に寄与することが期待されるため、本特例措置の延長は必要である。 また、本特例措置は、保税蔵置場等の許可手数料の軽減及び課税物件の確定に関する特例であり、社会的費用は発生しない。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 急成長する東アジアの中心に位置する沖縄において、地理的優位性を活かし、高付加価値型のものづくり企業やリペアセンター等の高機能型物流企業、航空機整備業（MRO）等の国際物流拠点産業の集積を図ることで、沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 引き続き、本制度を活用して企業の集積及び貿易を振興し、民間主導の自立型経済の構築に向けて取組を推進していきたい。 ③ 政府方針と改正の関係 昭和 47 年に沖縄が本土に復帰して以来、政府が、沖縄振興開発特別措置法に基づき、30 年間にわたり、主として本土との格差是正に重点を置いた沖縄振興を行うとともに、平成 14 年度以降は、沖縄振興特別措置法に基づき、民間主導の自立型経済の構築に重点を置きつつ、沖縄振興のための各般にわたる施策を講じてきたところ、今回の改正要望は、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興のための税制上の措置を拡充・延長するものである。これまで本税制をはじめとする諸施策の推進により、国際物流拠点産業の集積は一定程度図られてきたものの、沖縄県は現在も県外からの移入量が県外への移出量を上回っているなど、自立型経済の構築は未だ途上である。そのため、沖縄の産業の競争力強化の観点から、企業の域外競争力向上に向けた取組の強化などを支援するなど、本税制をはじめとする諸施策を引き続き推進することで、国際物流拠点産業の一層の集積を図り、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築を目指す。 ④ 関連措置 国際物流拠点産業集積地域における課税の特例（法人税、所得税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 24 年度 創設 平成 29 年度 延長 平成 31 年度 延長 令和 2 年度 延長 令和 3 年度 延長 令和 4 年度 変更（国際物流拠点産業集積地域の追加）																		
措置による効果	《保税地域の許可手数料の軽減措置の実績》（単位：社、千円） <table><tr><td></td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>15</td><td>13</td><td>12</td><td>12</td><td>11</td></tr><tr><td>軽減額</td><td>893</td><td>915</td><td>868</td><td>789</td><td>674</td></tr></table> ※沖縄県調べ		R1	R2	R3	R4	R5	適用件数	15	13	12	12	11	軽減額	893	915	868	789	674
		R1	R2	R3	R4	R5													
	適用件数	15	13	12	12	11													
	軽減額	893	915	868	789	674													
	《保税地域の許可手数料の軽減措置の見込み》（単位：社、千円） <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>11</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td>軽減額</td><td>674</td><td>674</td><td>674</td></tr></table> ※沖縄県調べ		R6	R7	R8	適用件数	11	12	12	軽減額	674	674	674						
		R6	R7	R8															
	適用件数	11	12	12															
	軽減額	674	674	674															
	※令和 6 年度以降の軽減額については許可を受ける保税工場等の面積が未確定のため、令和 5 年度と同額としている。																		
	《関税の選択課税の適用見込み》（単位：社、百万円） <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>課税価格</td><td>0</td><td>68</td><td>68</td></tr><tr><td>軽減額</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr></table> ※沖縄県調べ		R6	R7	R8	適用件数	0	1	1	課税価格	0	68	68	軽減額	0	1	1		
	R6	R7	R8																
適用件数	0	1	1																
課税価格	0	68	68																
軽減額	0	1	1																
※軽減額については「課税価格の 2 %（原料課税率 2 %－製品課税率 0 %の差分）」により試算																			
○ 保税地域の許可手数料の軽減措置の見込みについて 保税許可を受けている企業は令和 5 年度において 11 社で、保税地域の許可手数料の軽減措置の実績見込みについては 674 千円である。令和 7 年度には新規参入が 1 社見込まれていることから、今後、これまでの実績と同程度以上の適用が見込まれているところ。 本制度並びに他の特例措置が継続されることで企業立地のインセンティブ効果が継続し、国際物流拠点産業の集積が図られることが期待される。加えて、沖縄における産業及び貿易の振興し、ひいては民間主導の自立型経済を構築するためにも本制度の延長は必要である。																			
○ 関税の選択課税の適用見込みについて 関税の選択課税については、令和 4 年度に 2 社の適用見込みがあったところ、新型コロナウイルス禍の影響等を受け事業計画の見直しが行われた結果、保税工場の手続き及																			

	び管理に関する負担が大きいことから申請を断念したものである。他方、令和7年度より1社の適用が見込まれている。今後は、アフターコロナにおける企業業績の急回復やサプライチェーンの国内回帰の流れが活発化すること等が見込まれるところ、関税の選択課税は、斯様な企業が国際物流拠点へ進出する際のインセンティブ効果として重要な役割を担っていることから、制度の延長は必要であると判断される。
--	--